

奈良県職員証更新業務委託及び出退勤時刻読取機等 借入れに関する質問及び回答

項番	項目	質問内容	回答
1	契約書(案)について	入札説明書に記載のある契約書(案)を事前に開示いただくことは可能でしょうか。	可能です。公告文第3に記載のとおり、奈良県総務部人事課人事係にて契約条項の案を閲覧可能です。
2	動産保険について	物件に対する動産総合保険は一般的な動産総合保険(地震特約無し、新価特約無し)でよろしいでしょうか。	一般的な動産総合保険で構いません。
3	契約終了後の取り扱いについて①	賃貸借期間満了後の取扱いについて、期間終了後は再賃貸借契約による延長又は機器を返却し終了する認識でよろしいでしょうか。	契約期間終了後、受注者は発注者に物件を無償譲渡するものとします。ただし、発注者からの申し出があった場合には、物件の一部又は全部を撤去回収するものとします。
4	契約終了後の取り扱いについて②	上記①の質疑について、機器の返却による終了の場合、機器は発注者にて配線を取り外し、1箇所纏めていただいたものを受注者が受注者の費用負担にて撤去する認識でよろしいでしょうか。	その認識で構いません。
5	第三者に起因する損害があった場合の取り扱いについて	本賃貸借において、契約期間中に賃貸人・賃借人以外の第三者に起因する損害により、原状復帰が不可能となった場合、契約は解除する認識でよろしいでしょうか。	第三者に起因する損害により、契約の全部又は一部の履行ができない場合には、受注者は発注者の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、また発注者は当該部分についての賃貸借料の支払い義務を免れるものとします。